平成 24 年 3 月 9 日

各　位

会　社　名　佐藤食品工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　　鈴木　宗行
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　２８１４）
問い合せ先　執行役員管理部長　　上田　正博
電話番号　０５６８－７７－７３１６

# 当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 29 日付プレスリリース「訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社が提起いたしました、当社の元取締役に対する損害賠償請求訴訟につきまして、和解勧告に応じなかった被告 4 名のうち、2 名に対する当社の請求を全面的に認める旨の第一審判決が名古屋地方裁判所より言い渡されておりましたが、この被告 2 名から、同判決を不服として控訴の提起がなされ、本日、当社代理人に控訴状が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．控訴の提起がなされた裁判所及び年月日
名古屋高等裁判所　平成 23 年 12 月 9 日

２．控訴を提起した者
当社元取締役 菊池 渡　氏
当社元取締役 山村 友幸　氏

３．控訴の趣旨
（１）原判決中控訴人ら敗訴部分を取消す。
（２）被控訴人の控訴人らに対する請求はいずれも棄却する。
（３）訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

４．第一審の判決内容
（１）被告菊池渡及び被告山村友幸は原告に対し連帯して 3 億円及びこれに対する被告菊池渡については平成 21 年 11 月 27 日から、被告山村友幸については平成 21 年 12 月 6 日からそれぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
（２）原告のその余の請求を棄却する。
（３）訴訟費用は原告に生じたものはこれを 4 分しその 1 を被告菊池渡及び被告山村友幸の負担その余を原

告の負担とし、被告菊池渡及び被告山村友幸に生じたものは同人らの負担とし、被告西郷義美及び被告鈴木昌也に生じたものは原告の負担とする。

（4）この判決は第１項に限り仮に執行することができる。

５．今後の見通し

当社としましては、本控訴審において、第一審に引き続き当社の正当性を主張してまいります。また、今後開示すべき事項が判明した場合は速やかに開示いたします。

以上